

## 議 事 録

会議名	平成30年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成30年12月20日(木)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：2番 大久保泰明      3番 中村基寛      4番 市川澄雄 5番 相田 孝            6番 福岡喜輝      7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥      北部地区 露木常夫 <div style="text-align: right;">合計9名</div>		
欠席委員	1番 金子隆夫      中部地区 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい    主幹：角田直幸    主査：広田智之    主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 寒川町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成30年第12回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、5番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1、非農地証明願について、議案番号40号を上程いたします。本案件については、北部地区農地利用最適化推進委員が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。          関係議案終了後に入室、着席していただきます。          (北部地区農地利用最適化推進委員退席)          事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号40号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり県営住宅北側にあります大蔵と岡田の堺にある調整区域の2筆です。平成元年に岡田3520番2の一部1, 114㎡中720㎡を農地転用し、資材置場として使用していましたが、平成4年頃に残りの394㎡を資材置場に拡張し、大蔵930番1を駐車場として利用してしまいました。平成12年に申請人が相続し、現在発覚したため本申請に至りました。当地は市街化区域から連たんしている第3種農地で、長い間資材置場、駐車場として利用しているため農地への復元は不可能であり、周辺の農地にも影響がありませんので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて地区担当農業委員の2番と7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：12月13日現地調査を行いました。現状、資材置場と駐車場で、周囲も</p>		

駐車場となっている。

長年、使用していたため農地への復元は難しい。

会 長：続いて地区担当農業委員 7 番お願いします。

7 番：1 2 月 1 3 日現地調査をしました。岡田の資材置場は現在、更地となっていて踏み固められている。

道路を挟んで南側は住宅地で、課税を雑種地。他に農地に影響がなく、非農地証明やむを得ない。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、議案番号 4 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 4 0 号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

(北部地区農地利用最適化推進委員 入室・着席)

続いて、議案番号 4 1 号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号 4 1 号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動の農業振興地域内の 2 筆です。申請地は平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日に分筆しましたが、元は小動 6 2 7 番で線引前の昭和 4 3 年に建築確認を取り昭和 4 4 年に住宅を建て替え、現在に至っています。当地は、その他 2 種農地で長い間住宅敷地として使用しているため、農地への復元は不可能です。また、周辺の農地にも影響がありませんので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の 4 番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：1 2 月 1 3 日、会長と事務局職員と現地調査を行いました。

現地は登記上畑ですが、昭和 4 3 年頃から住宅敷地として使用されています。既に物置小屋などが建てられていて、課税についても宅地であり農地への復元は不可能であると考えます。

また周辺の農地への影響もありませんので、非農地証明やむを得ないと思われれます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 4 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 4 1 号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。

続いて日程第 2 農地造成施工承認願について、議案番号 4 2 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号 4 2 号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり岡田地区の農用地区域内にあります農地で、現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、ほうれん草、小松菜等を耕作することを希望しています。当該地北側と南側の農地所有者からは同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員 7 番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：1 2 月 1 3 日、現地調査を行いました。現況は田で、数年前までは耕作されていましたが、現在は年に数回、耕うんをしている程度です。既に隣地は盛土されているため、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番：以前の案件にあった暗渠は、関係ない農地か。

7 番：今回は、関係ない農地です。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号 4 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 4 2 号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。

続いて日程第 3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号 4 3 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号 4 3 号を朗読)

(説明)当該地は、岡田農用地区域内にある現況田の一筆です。当該地につきましては、平成 2 8 年から利用権設定され、2 回目の更新です。期間については 3 年間です。借り手は過去にも当該地で実績があり、コンバイン、トラクター、田植え機など保有しています。

会 長：続いて地区担当農業委員 7 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員の中部地区担当から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日は欠席のため私から説明します。

7 番：1 2 月 1 3 日、中部地区農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行いました。

借り手は十分実績があり問題ないと思われまます。

会 長：中部地区農地利用最適化推進委員からも問題ないと聞いています。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番：利用権設定により遊休農地化しないのは歓迎できるが、もう少し丁寧に管理をしてほしい。と事務局から伝えてほしい。

事務局：了承しました。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 4 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号 4 3 号は原案のとおり決定通知書を町長に送付します。

続いて、日程第 4、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告番号 1 3 3 号の 1 件、日程第 5、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について報告番号 1 3 4 号の 1 件、日程第 6、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について、報告番号 1 3 5 号から 1 3 6 号の 2 件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：(報告 1 3 3 ~ 1 3 6 号を朗読)

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

続いて日程第7、寒川町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、議案番号44号を上程します。農政課より説明をお願いします。

農政課：農業振興地域整備計画を変更する場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき、当該市町村は農業委員会の意見を聞く規定があります。

今回は、8月に町の「田端拠点づくり課」より説明がありましたとおり、寒川町田端西地区土地区画整理事業を実施するにあたり、田端西地区について市街化区域編入を進めるため、寒川農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画を変更するものです。

簡単に申しますと、農用地指定の除外をすることになります。

配布した、附図1号土地利用計画図をご覧ください。左下、赤く斜線部分が、今回の農用地指定の除外部分になります。1枚めくっていただくと、詳細図になります。

地番で申しますと、寒川町田端3237番地 他26筆 合計24,080㎡になります。

スケジュール的には今後、県との事前相談を行い、縦覧期間を経て、県との本協議を行い、変更の告示を来年の8月をめどに進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

会 長：事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番：田端西地区について、まだ反対者がいる。その反対者を押し切って強制執行するようなことがあれば、地域の農業委員として断固反対する。

また、田端西地区農地所有者に金銭的な負担があっても同じ。

農政課：今の内容は事業系の話になりますので担当課へ伝えます。

5 番：市街化編入となった場合、固定資産税も上がると思われる。土地所有者へきちんと説明をお願いしたい。

会 長：私は都市計画課担当の委員にもなっているため、田端西地区のことは議論されている。農業者へ不利なこととならないよう事業を進めていくと聞いている。

農業委員会の意見としては、寒川農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業者に配慮した農業振興に努めていただきたいと思っております。

農政課：農業振興につきましては、しっかり農業者声を聴きながら進めてまいりたいと考えております。

会 長：最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

南部地区農地利用最適化推進委員

：議案番号43号に多少関係することだが、耕作者の氏名等、一般の方が教えてもらうには、どのようにしたら良いのか。

所有者から委託されて耕作している人がいられる。どのような方なのか分からない。

北部地区農地利用最適化推進委員

：民で受委託をしているので、もし農地の件で何かあるようなことがあれば、生産組合を使い農政へ連絡。農政から所有者へ連絡を取ってもらうのが良いのでは。

3 番：利用権設定の際には、借り手から農業用施設を建てない等の誓約書は、徴取しているのか。

	<p>事務局：徴取していないが、営農計画を出してもらっている。</p> <p>2 番：議案番号43号に関するのだが、当該地の隣地も借り手が耕作しているのでは。</p> <p>事務局：耕作されているかもしれませんが、今回は利用権設定の更新議案です。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。以上をもって、平成30年第12回寒川町農業委員会定例総会を 閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成30年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、平成31年1月25日、承認・署名を得て確定しました。